平成２４年（フ）第６８４号
名古屋市守山区鼓が丘２丁目1607番地　ベルメゾン102号
債務者　重松晶樹子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１６号
名古屋市守山区大森北１丁目2112番地
債務者　水谷　美沙（旧姓谷江）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
三重県伊賀市荒木1194番地の11ハイツＮ203
債務者　阪本　奈々
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第６４号
滋賀県東近江市小倉町1956―１―206、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町名坂1016番地
債務者　阿波　星時
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１８号
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬1979番地
債務者　中山　雅文
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市湖山町南１丁目322番地
債務者　山口　春樹
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
鳥取県鳥取市扇町133番地２　クリエートマンション303号、旧住所鳥取県鳥取市扇町133番地２　クリエートマンション302号
債務者　山本美矢子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
鳥取県鳥取市田島791番地１　キャプテンハイツ２―103号、旧住所鳥取県鳥取市美萩野２丁目228番地２　県住Ａ―61
債務者　岩﨑　美樹
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
島根県出雲市中野町593番地５
債務者　北川　信子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２６号
島根県出雲市東園町778番地５
債務者　吾郷　栄子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第８１７号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目２番１号
債務者　村田加代子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４号
山口県下関市伊倉本町９番21―103号　エスポアール21、前住所山口県下関市長府印内町６番22号
債務者　沖津　勇次
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
福岡県久留米市荒木町荒木4061番地２
債務者　國武　利章
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７１号
福岡県久留米市津福本町1498番地３　吉原アパート南側
債務者　森　　英治
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７２号
福岡県久留米市津福本町1498番地３　吉原アパート南側
債務者　森　　和美
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７５号
福岡県久留米市大善寺南２丁目７番400―203号
債務者　命婦三佐子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８６号
福岡県久留米市藤山町1730番地９　ヒルサイドテラスのぞえ
債務者　福田あゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部